

船員法に基づく是正命令に対する原因分析及び再発防止策

番号	是正命令・戒告事項	原因分析	是正措置・再発防止策
1	船員法第 8 条に従った発航前検査が確実に実施されるよう、全社的に改善すること。	大型貨客船では、舷門の閉鎖作業と係船索の取り外し等の離岸作業を並行して行う従来の運用が定着し、舷門の閉鎖完了前に発航前検査を終了して離岸することが常態化していた。また、その運用を前提として、舷門が閉鎖されていない状態であることを認識しながら発航前検査記録簿に「○」を記載していた。会社も、規程及び記録簿が存在し、記録が作成されていることをもって適切に運用されているものと捉え、実際の出港作業を継続的に確認していなかったため、規程と実際の運用との乖離を把握し、是正することができなかった。	【実施済み・継続】舷門の閉鎖完了を確認するまでは離岸しない運用に改めた。舷門担当者が現場で閉鎖を確認し、トランシーバーにより船橋へ報告した後、船橋において閉鎖表示灯を確認し、これらの確認が完了した後に発航前検査を終了して出港作業に移る手順としている。定刻となった場合であっても、必要な確認が完了していなければ出港しない。発航前検査記録は実際の確認結果に基づいて記載し、確認前又は見込みによる記載を行わないことを周知した。2026 年 7 月から陸上社員による定期的な乗船確認を実施しており、今後も事前に実施日時を知らせない確認を含め、作業、表示及び記録が一致しているかを確認する。不適切な運用又は記録が確認された場合は直ちに是正し、原因を確認した上で他船にも横展開する。 また、過去の発航前検査に関する違反も踏まえ、全船舶について発航前検査全体の実施状況を確認する。検査項目ごとに実際の確認方法、担当者間の報告及び記録の実態を点検し、問題点を洗い出した上で、必要な手順と記録方法を見直す。見直し後も陸上社員による乗船確認を通じて、各船で適切に運用されているか継続して確認する。
2	航海当直者の酒気帯びの有無を確実に確認し、酒気を帯びている者を航海当直に従事させないよう、全社的に改善すること。	アルコール検査に関する規程及び検査体制は設けていたものの、本人確認、検査対象者、実施時期、飲酒後の業務復帰及び検査記録の実態を会社として十分に把握していなかった。そのため、替え玉受検、出入港配置時の検査未実施、飲酒後の検査未実施及び検査を実施せず「0」と記録するなど、規程と実際の運用との乖離を把握・是正できなかった。また、正月の船内飲酒の慣行を会社側も認識していたが、乗組員が勤務に影響を及ぼさない範囲で適切に判断しているものと捉え、飲酒量、飲酒後の業務までの時間及び検査について具体的な管理方法を定め、その実施状況を確認する仕組みを構築していなかった。	【実施済み・継続】2026 年 6 月 29 日から全船に顔認証型アルコール検査システムを導入し、本人確認を行った上で検査し、測定結果を自動記録するとともに、検査結果及び実施状況を陸上側でも確認する体制とした。出入港配置その他船舶の安全な運航に直接関係する業務に従事する者についても業務開始前に検査を行い、検査結果が「0」であることを確認した者に限り従事させる。暫定措置として業務開始 6 時間前からの飲酒を禁止し、正月の船内飲酒を行わないことを全船に通達した。2026 年 10 月中に全役職員に適用するアルコール基本ルールを策定し、検査対象者及び時期、検出時・未実施時の対応、報告先並びに違反時の取扱いを統一する。2026 年 9 月 16 日から開始した外部専門家によるアルコール講習を全船員へ順次実施し、理解度を確認する。アルコール基本ルールの策定後は、陸上側で検査記録と乗務記録を照合し、対象者、検査時刻、未実施の有無及び報告先への連絡状況を定期的に確認する。あわせて、事前に日時を知らせない乗船確認により、本人確認を含む検査手順が実際に守られているかを確認する。不備があれば原因を調べ、ルール及び運用を見直して全船に周知する。
3	船員に対し、乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項を確実に教育する体制を構築すること。	法令及び規程の周知が中心となり、実際の船内業務と結び付けた教育が十分でなかった。アルコール検査については、誰が、いつ、どのような場合に検査を受ける必要があるのか、また検査を行う目的についての理解が十分でなかった。舷門については、油圧装置の故障時に必要となる非常用ポンプを含む手動操作を教育・訓練項目として明確に位置付けておらず、教育の実施主体、対象者、時期、方法及び習熟確認の手順を定めていなかった。そのため、乗組員の交代時を含め、必要な知識及び操作方法を確実に教育・継承する仕組みが構築されていなかった。	【実施済み・継続】アルコール管理については、【令和 8 年 6 月 5 日】に国土交通省資料等を活用した全船員教育及び確認テストを実施した。舷門については、【令和 8 年 2 月 26 日、3 月 24 日、8 月 26 日】に非常用ポンプの作動を含む手動操作方法の現場教育を行い、操作方法を記載したマニュアルを現場に掲示した。今後は、教育の実施主体、対象者、実施時期、実施方法及び習熟確認方法を明確にし、乗船時、担当変更時、設備変更時及び定期的な操練の機会に教育・訓練を実施して、その結果を記録する。確認テスト、実技確認及び船舶部による確認により理解度と習熟度を確認し、不十分な者には再教育を行う。
4	法令遵守のため、全社的かつ抜本的な改善策を講じること。	一連の事案を個々の船員又は船内の問題として捉え、経営トップ及び会社全体が、規程と実際の業務との乖離、長年の慣行、教育の実効性並びに記録と実態の一致を継続的に確認す	代表取締役社長を委員長とし、社内取締役、関係執行役員、安全統括管理者、運航管理者及び関係部長等で構成する安全管理強化委員会を毎月開催し、アルコール管理、法

番号	是正命令・戒告事項	原因分析	是正措置・再発防止策
		る体制が十分でなかった。また、現場の疑問や違和感、訪船、面談、アンケート、内部通報等から得られた情報を安全上の問題として横断的に集約・評価し、是正及び他船への展開につなげる機能が十分でなかった。2025 年の行政処分後の改善についても、施策を実施したかという確認に偏り、現場への定着及び安全上の効果を継続的に確認して見直す仕組みが十分でなかった。	令遵守・コンプライアンス教育その他の改善計画全体について、担当役員・部署、実施責任者、期限、確認方法、進捗及び効果を確認する。安全統括管理者と船舶部長を分離し、複数の運航管理者による体制とするとともに、外部専門人材から日常的な助言・支援を受ける。2026 年 10 月中を目途に外部相談窓口を導入し、安全上の疑問や違和感を把握できる経路を整備する。コンプライアンス、内部統制及び内部監査について、既存組織の活用・見直しを含め、役割、責任及び検証方法を整理する。特別調査委員会から紹介を受けた外部専門家と検証の目的、対象範囲、方法及び日程を協議し、2026 年 12 月までに当社の業務執行から独立した第三者による安全管理体制の検証体制を構築する。改善措置の進捗及び重要な課題は取締役会へ報告し、必要な人員、予算その他の経営判断につなげる。